| 標準報酬等級 / 標準報酬月額 / 前納期間 | 第16級 | 第17級 | 第18級 | 第19級 | 第20級 | 第21級 | 第22級 | 第23級 | 第24級 | 第25級 | 第26級 | 第27級 | 第28級 | 第29級 | 第30級 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 円<br>260,000 | 円<br>280,000 | 円<br>300,000 | 円<br>320,000 | 円<br>340,000 | 円<br>360,000 | 円<br>380,000 | 円<br>410,000 | 円<br>440,000 | 円<br>470,000 | 円<br>500,000 | 円<br>530,000 | 円<br>560,000 | 円<br>590,000 | 円<br>620,000 |
| 1月 | 43,449 | 46,792 | 50,134 | 53,476 | 56,818 | 60,161 | 63,503 | 68,516 | 73,530 | 78,543 | 83,556 | 88,570 | 93,583 | 98,597 | 103,610 |
| 2月 | 86,757 | 93,431 | 100,104 | 106,778 | 113,451 | 120,125 | 126,799 | 136,809 | 146,819 | 156,830 | 166,840 | 176,851 | 186,861 | 196,872 | 206,882 |
| 3月 | 129,923 | 139,917 | 149,911 | 159,905 | 169,900 | 179,894 | 189,888 | 204,879 | 219,870 | 234,861 | 249,852 | 264,843 | 279,835 | 294,826 | 309,817 |
| 4月 | 172,949 | 186,252 | 199,556 | 212,860 | 226,164 | 239,467 | 252,771 | 272,727 | 292,682 | 312,638 | 332,593 | 352,549 | 372,505 | 392,460 | 412,416 |
| 5月 | 215,834 | 232,436 | 249,039 | 265,641 | 282,244 | 298,847 | 315,449 | 340,353 | 365,257 | 390,161 | 415,065 | 439,969 | 464,872 | 489,776 | 514,680 |
| 6月 | 258,579 | 278,469 | 298,360 | 318,251 | 338,141 | 358,032 | 377,923 | 407,759 | 437,595 | 467,431 | 497,267 | 527,103 | 556,939 | 586,775 | 616,611 |
| 7月 | 301,184 | 324,352 | 347,520 | 370,688 | 393,856 | 417,024 | 440,192 | 474,944 | 509,697 | 544,449 | 579,201 | 613,953 | 648,705 | 683,457 | 718,209 |
| 8月 | 343,651 | 370,086 | 396,520 | 422,955 | 449,390 | 475,824 | 502,259 | 541,911 | 581,563 | 621,215 | 660,867 | 700,519 | 740,171 | 779,823 | 819,475 |
| 9月 | 385,979 | 415,670 | 445,360 | 475,051 | 504,742 | 534,432 | 564,123 | 608,659 | 653,195 | 697,731 | 742,267 | 786,803 | 831,339 | 875,875 | 920,411 |
| 10月 | 428,169 | 461,105 | 494,041 | 526,977 | 559,913 | 592,849 | 625,785 | 675,189 | 724,593 | 773,997 | 823,402 | 872,806 | 922,210 | 971,614 | 1,021,018 |
| 11月 | 470,221 | 506,392 | 542,563 | 578,734 | 614,904 | 651,075 | 687,246 | 741,502 | 795,759 | 850,015 | 904,271 | 958,527 | 1,012,784 | 1,067,040 | 1,121,296 |
| 12月 | 512,136 | 551,531 | 590,926 | 630,321 | 669,716 | 709,111 | 748,506 | 807,599 | 866,692 | 925,784 | 984,877 | 1,043,970 | 1,103,062 | 1,162,155 | 1,221,247 |

**○厚生労働省告示第四百六十六号**

労働安全衛生規則の一部を改正する省令（平成二十四年厚生労働省令第百十一号）の施行に伴い、並びに労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）別表第四ガス溶接作業主任者免許の項第一号チ及び第三号並びに別表第五第二号の表試験科目の免除を受けることができる者の欄第二号の規定に基づき、ガス溶接作業主任者免許規程（昭和四十七年労働省告示第九十五号）の一部を次のように改正し、平成二十四年八月一日から適用する。

平成二十四年七月三十一日　　厚生労働大臣　小宮山洋子

第一条第一号中「旧能開法（」を「平成四年改正前の能開法（」に、「旧能開法規則」を「平成五年改正前の能開法規則」に、「旧職業訓練法（職業能力開発促進法附則第二条の規定により廃止された廃止前の職業訓練法（昭和三十三年法律第百三十三号）をいう。以下同じ。）を」及び「旧職業訓練法を」を「職業訓練法を」に改め、同条第二号中「旧能開法第二十七条第一項」を「平成四年改正前の能開法第二十七条第一項」に、「旧能開法規則」を「平成五年改正前の能開法規則」に改め、同条第三号中「改正前の職業訓練法施行規則」を「五十三年改正前の職業訓練法施行規則」に、「旧職業訓練法施行規則（職業能力開発促進法施行規則附則第二条第一号の規定により廃止された廃止前の職業訓練法施行規則（昭和三十三年労働省令第十六号）をいう。以下同じ。）」を「職業訓練法施行規則」に改め、同条第四号を次のように改める。

四　職業能力開発総合大学校（職業能力開発促進法及び雇用促進事業団法の一部を改正する法律（平成九年法律第四十五号）による改正前の職業能力開発促進法による職業能力開発大学校及び平成四年改正前の能開法による職業訓練大学校を含む。）において長期課程（職業訓練法施行規則及び雇用保険法施行規則の一部を改正する省令（昭和六十年労働省令第二十三号）による改正前の職業訓練法施行規則の規定による長期指導員訓練課程を含む。）の指導員訓練を修了した者で、その後一年以上ガス溶接等の実務に従事した経験を有するもの

第二条第一号中「旧職業訓練法（職業能力開発促進法附則第二条の規定により廃止された廃止前の職業訓練法（昭和三十三年法律第百三十三号）をいう。以下同じ。）による」を「旧職業訓練法施行規則」の下に「（職業能力開発促進法施行規則附則第二条第一号の規定により廃止された廃止前の職業訓練法施行規則（昭和三十三年労働省令第十六号）をいう。以下同じ。）」を加え、同条第三号中「旧能開法」を「平成四年改正前の能開法」に、「改正前の職業訓練法施行規則」を「五十三年改正前の職業訓練法施行規則」に改め、同条第四号中「旧能開法」を「平成四年改正前の能開法」に改め、同条第五号中「旧能開法による」を「平成四年改正前の能開法による」に、「旧能開法第二十七条第一項」を「平成四年改正前の能開法第二十七条第一項」に、「旧能開法規則」を「平成五年改正前の能開法規則」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（試験科目の免除を受けることができる者）

**第二条の二**　労働安全衛生規則別表第五第二号の表試験科目の免除を受けることができる者の欄第一号の厚生労働大臣が定める者は、第一条第四号に掲げる者とする。

**○厚生労働省告示第四百六十七号**

労働安全衛生規則の一部を改正する省令（平成二十四年厚生労働省令第百十一号）の施行に伴い、及び労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）別表第五第三号の表試験科目の免除を受けることができる者の欄第二号の規定に基づき、林業架線作業主任者免許規程（昭和四十七年労働省告示第九十六号）の一部を次のように改正し、平成二十四年八月一日から適用する。

平成二十四年七月三十一日　　厚生労働大臣　小宮山洋子

第一条の次に次の一条を加える。

（試験科目の免除を受けることができる者）

**第一条の二**　安衛則別表第五第三号の表試験科目の免除を受けることができる者の欄第二号の厚生労働大臣が定める者は、職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）による職業能力開発総合大学校（職業能力開発促進法及び雇用促進事業団法の一部を改正する法律（平成九年法律第四十五号）による改正前の職業能力開発促進法による職業能力開発大学校及び職業能力開発促進法の一部を改正する法律（平成四年法律第六十七号）による改正前の職業能力開発促進法による職業訓練大学校を含む。）において長期課程（職業訓練法施行規則及び雇用保険法施行規則の一部を改正する省令（昭和六十年労働省令第二十三号）による改正前の職業訓練法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）の規定による長期指導員訓練課程を含む。）の指導員訓練を修了した者とする。